

「食品表示を考える5. 18」意見メモ

山根香織

☆ 「食品表示の一元化」を果たすためには、まだまだ課題の整理や改善方策の抽出等が不十分。小さな改定に留めず、世界に誇れる食品表示法とするために十分な議論が必要である。

1. 現行の食品表示制度を後退させることなく、消費者の期待する表示の充実を図ること

論点案に、「義務表示の対象から外すか否か、また、新たに表示事項を追加するかについては、慎重な検討が必要」「食品の安全性の確保に関する事項を優先的に考え検討する必要」とあるが、商品選択のための表示事項と食品の安全性を確保するための表示事項は相反するものではない。

食品の中身を明らかにすることによって、食品の安全性の確保にもつながり、選択の権利も守られる。

「あまり見られていない表示は必要性が低いのでは」との議論は間違いであり、消費者が見て選択するための表示とするために改善し、消費者の食への理解を進めることが必要である。

また、広告に不適切な文言が使われないようにすることも重要。

2. 消費者が考えるわかりやすい表示とは

文字を大きくすることでわかりやすくなるということではない。文字を大きくするのは単に文字が小さいより「見やすい」だけであり、理解しやすいこととは根本的に違う。

消費者にとってわかりやすい表示とは、その食品に何が使われていて、何が使われていないか、その原料等がどこで作られたかなど食品の実態が伝わることである。そのために表示がどうあるべきかを議論すべき。

原料原産地表示の拡大については様々な意見があるが、過去の議論の経緯を踏まえ、少なくとも誤認を与えない表示とすること、多くの製品で、選びたい産地のものが適切に選択できるよう充実されることを望む。

主要な原料、強調されているものがどれだけ入っているかの%表示は必要。「何がどれだけ入っていれば何々と表示できる」ではなく、どれだけ入っているかを知らせるべき。

3. わかりにくい表示の代表である次の2つの表示の見直しを

①食品添加物は現在一括表示とされ、何が使われているか実態がわからない。用途名と物質名の併記はじめ、課題に対し十分な議論と改善が望まれる。

②遺伝子組み換え食品表示は現行では遺伝子組み換え使用、不分別の表示が義務付けられているが、遺伝子組み換え表示のない食品が遺伝子組み換え原料を不使用なのか、表示の対象外のために義務付けされていないのかを理解することが困難である。遺伝子組み換え作物が使用されているか、いないかがわかる「わかりやすい」表示を求める。

4. 消費者と事業者の双方に利益になる表示規制と執行体制の一元化とすること

罰則については、人的ミスによる誤表示については軽くし、故意による偽装等については違反回数に応じて重くするなどの配慮が必要と考える。